

声 明

諫早湾内漁民の新たな提訴にあたって

2010年3月11日

よみがえれ！有明訴訟弁護団

本日、諫早湾内の瑞穂漁協に所属する漁民18名、国見漁協に所属する漁民6名、小長井漁協に所属する漁民5名が、新たによみがえれ！有明・開門訴訟に立ち上がり、長崎地裁に提訴した。

この裁判は、2008年4月30日に湾内の小長井漁協、諫早湾近傍の佐賀県大浦漁協の漁民が長崎地裁に起こした開門訴訟に続き、目下の焦点となっている開門の判決を求めるものである。

今回の提訴をもって、諫早湾内の全ての漁協から漁民が開門を求めて立ち上がったことになる。よみがえれ！有明訴訟は、福岡高裁に継続している佐賀地裁平成19年6月27日開門判決の控訴審、長崎地裁に継続していた干拓農地リース事業公金支出差し止め訴訟の控訴審、長崎地裁に継続している小長井・大浦開門訴訟に、今回の瑞穂開門訴訟、国見開門訴訟が加わり、小長井・大浦開門訴訟の原告数が増加し、訴訟の数も原告数も増加することとなった。

諫早湾内漁民は、諫早湾干拓事業開始早々から不漁に苦しみ、諫早湾干拓事業の被害をもっとも長く受けてきた人々である。しかも、湾内漁民は、不漁の中で、生活の糧を得るために、自らの生業を破壊した干拓工事現場に仕事の間を求めたり、国や自治体の補助金をあてにすることを余儀なくされ、いつしか、干拓に反対すると仕事を失い、補助金で差別され、生活を奪われるのではないかとの強迫観念にかられながら、干拓に対する異議申立をためらわざるをえなくなった。諫早湾内漁民の受けた被害は、経済的被害にとどまらず、人間の精神の自由、行動の自由という、人間の尊厳の域にまで及んでいる。

しかも、国や長崎県は諫早湾内漁民は干拓事業に反対していないなどと豪語し続け、湾内漁民の気持ちを踏みにじりながら、その結果を最大限、開門反対の拠り所としてきた。今回の提訴は、それが全くの虚構にすぎなかったことを明らかにした。

民主党政権は、いま、諫早湾干拓事業検討委員会を設置し、白紙の立場から、開門を検討している。

同委員会と国が、今回の提訴の事実を重く受け止め、一日でも早く、漁業と農業と防災が両立する開門が実現されることを願ってやまない。

そもそも今回の開門をめぐる議論は、よみがえれ！有明訴訟を契機としている。したがって、開門問題の合理的な決着にあたって、裁判上の協議は不可欠の要素である。

今回の提訴にあたり、国が、裁判上での開門協議に直ちに応じることを、改めて、強く求めるものである。

以 上